

(別表5)

有料老人ホーム重要事項説明書

		記入年月日	令和5年10月19日
記入者名	赤路 由希子	所属・職名	ニチイケアセンターひめじ広畑

1. 事業主体概要

(1)事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人等の種類	なし <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> あり	営利法人
	名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃにちいがっかん 株式会社ニチイ学館	
事業主体の主たる 事務所の所在地	〒101-0062		
	東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ		
事業主体の連絡先	電話番号	03-5834-5100	
	FAX番号	03-3253-3125	
	ホームページ	なし	
	アドレス	<input checked="" type="checkbox"/> : http://www.nichiigakkan.co.jp	
(2)事業主体の代表者の 氏名及び職名	氏名	森 信介	
	職名	代表取締役	
(3)事業主体の設立年月日	昭和48年8月2日		

(別紙参照)

(4)事業主体が姫路市内で実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし	ニチイケアセンター姫路 ニチイケアセンター飾磨 ニチイケアセンター今宿 ニチイケアセンター灘浜 ニチイケアセンター青山 ニチイケアセンターひめじ東	兵庫県姫路市北条町448-9エイ ジングコート姫路1階 兵庫県姫路市飾磨区今在家北3-55-1 兵庫県姫路市北今宿2丁目6-11 兵庫県姫路市白浜町779-5 姫路市青山3-10-2青山ビル2階西側 兵庫県姫路市御国野町国分寺596-1すますビル1階
訪問入浴介護	あり	なし	別紙参照	
訪問看護	あり	なし	別紙参照	
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし	ニチイケアセンター飾磨 ニチイケアセンター今宿 ニチイケアセンター灘浜	兵庫県姫路市飾磨区今在家北3-55-1 姫路市北今宿2丁目6-11 姫路市白浜町779-5
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし	ニチイケアセンターひめじ広畑	兵庫県姫路市広畑区東新町2-18-1 兵庫県姫路市の形町の形216-1

			ニチイケア センター的 形	
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	ニチイケア センターひ めじ広畑 ニチイケア センター的 形	兵庫県姫路市広畑区東新町2- 18-1 兵庫県姫路市の形町の形 216-1
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし	別紙参照	
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	別紙参照	
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	ニチイケ アセンタ ー英賀保	姫路市飾磨区英賀清水町1 丁目38番
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入居者 生活介護	あり	なし		
複合型サービス	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	ニチイケ アセンタ ー灘浜	兵庫県姫路市白浜町779-5
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	別紙参照	
介護予防訪問看護	あり	なし	別紙参照	
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		

介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし		
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	ニチイケ アセンタ ーひめじ 的形 ニチイケ アセンタ ーひめじ 広畑	兵庫県姫路市の形町の形216-1 兵庫県姫路市広畑区東新町2- 18-1
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	別紙参照	
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	別紙参照	
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	ニチイケ アセンタ ー英賀保	姫路市飾磨区英賀清水 町1丁目38番
介護予防支援	あり	なし		
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

※姫路市外で実施する介護サービスについては、別葉に記載すること。

2. 施設概要

(1)施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先		
施設の名称	(ふりがな) にちいけあせんたーひめじひろはた ニチイケアセンターひめじ広畑	
施設の所在地	〒671-1121	
	兵庫県姫路市広畑区東新町2丁目18番1	
施設の連絡先	電話番号	079-230-0760
	FAX番号	079-238-1064
	ホームページ	なし
	アドレス	<input checked="" type="checkbox"/> あり : http://www.nichiigakkan.co.jp
(2)施設の開設年月日		平成24年4月1日
(3)施設の管理者の氏名 及び職名	氏名	赤路 由希子
	職名	拠点長
(4)施設までの主な利用交通手段		
山陽電車 夢前川駅徒歩10分		
(5)施設の類型及び表示事項	<p>○類型 : 介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)</p> <p>○居住の権利形態 : 利用権方式 (※)</p> <p>○利用料の支払い方式 : 月払い方式</p> <p>○入居時の要件 : 入居時自立・要支援・要介護</p> <p>○介護保険 : 兵庫県指定介護保険特定施設 (一般型特定施設)</p> <p>○介護居室区分 : 全室個室</p> <p>○介護に関わる職員体制 : 2.5 : 1</p> <p>※ 医療機関への長期入院による治療が必要となるような身体状況になった場合、またはお客様が入居中に医療行為が必要になり、ホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合には、お客様・身元引受人様と相談の上、ご退居頂くことがあります。</p>	

(6)介護保険事業所番号	2874006352
(7)特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、指定又は許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日）	
事業の開始（予定）年月日	平成24年4月1日
指定の年月日	平成24年4月1日
指定の更新年月日	平成30年4月1日

3. 従業者に関する事項

(1)職種別の従業者の人数及びその勤務形態						
①有料老人ホームの人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1				1	1
生活相談員	1				1	1
看護職員		1		3	4	2.8
介護職員	4		18		22	16.8
機能訓練指導員		1		3	4	看護職員 兼務
計画作成担当者	1				1	1
栄養士						外部委託
調理員						外部委託
事務員	1				1	1
その他従業者						0
② 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数						40時間
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。						
③従業者である介護職員が有している資格						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士						
介護福祉士	3		4			
実務者研修						
介護職員初任者研修	1		10			
介護支援専門員						

④従業者である機能訓練指導員が有している資格				
延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				
作業療法士				

言語聴覚士				
看護師及び准看護師	1			3
柔道整復士				
あん摩マッサージ指圧師				

⑤夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数		
人数	夜勤帯平均人数 (16時30分～翌9時30分)	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0	0
介護職員	4	4

⑥特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	1				1	1
看護職員		1		3	4	2.8
介護職員	4		18		22	16.8
機能訓練指導員		1		3	4	看護職員兼務
計画作成担当者	1				1	1
その他従業者	1				1	1

⑦ 1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数	40時間
--------------------------	------

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

⑧従業者である介護職員が有している資格				
延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士				

介護福祉士	3		4	
実務者研修				
介護職員初任者研修	1		14	
介護支援専門員				

⑨従業者である機能訓練指導員が有している資格				
延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				
作業療法士				
言語聴覚士				
看護師及び准看護師		1		1
柔道整復士				
あん摩マッサージ指圧師				
⑩管理者の他の職務との兼務の有無				
管理者が有している当該業務に係る資格等	なし	あり		
⑪特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合				2.5 : 1

(2)従業者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等

	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1		1	9		
前年度1年間の退職者数	1	2	2	2		
業務に従事した経験年数						
1年未満の者の人数		1		8		
1年以上3年未満の者の人数	1	1	1	5	1	
3年以上5年未満の者の人数		1	3	5		

5年以上10年未満の者の人数						
10年以上の者の人数						

	機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	1			
前年度1年間の退職者数	1	2		
業務に従事した経験年数	/		/	
1年未満の者の人数		1		
1年以上3年未満の者の人数	1	1		
3年以上5年未満の者の人数		1		
5年以上10年未満の者の人数				
10年以上の者の人数			1	
(3)従業員の健康診断の実施状況			なし	あり

4. サービスの内容

(1)施設の運営に関する方針			
<p>1. 自立した生活が困難になったお客様に対して、心身の状態に合わせた個別の介護計画を作成し、家庭的な環境の下で食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練等必要なサービス提供する。</p> <p>2. 可能な限り自立した生活が送れるように“自立支援”をサービスの基本とし、お客様の意志及び人格を尊重しお客様の立場に立った適切なサービス提供に努める。</p> <p>3. ホーム完結型にならないように関係市町村や他の施設・団体・ボランティア福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、地域を生活圏とした社会生活上の便宜を図る。</p>			
(2)介護サービスの内容、利用定員等			
①個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり	
②夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり	
③人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり	
④利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別紙		
⑤協力医療機関の名称	石橋内科 姫路メディカルクリニック・おかだ歯科		
(協力の内容) 在宅療養支援診療所 ①かかりつけ医（顧問医）機能 ②主治医意見書の作成 ③保険診療の提供【外来・往診・訪問診療】 ④居宅療養管理指導 ⑤健康診断			
⑥協力歯科医療機関	なし	あり	その名称 おかだ歯科
(協力の内容) 往診対応、口腔衛生等指導の指導相談			
⑦要介護時における居室の住み替えに関する事項			
(ア)要介護時に介護を行う場所			
原則、介護・介護予防は居室にて対応致します。			
(イ)入居後に居室を住み替える場合			
(i)一時介護室へ移る場合			
判断基準・手続きについて			
その内容 お客様に一時的な介護等が必要となった場合には、一時介護室で介護等を行う場合があります。			
追加的費用の有無	なし	あり	

居室利用権の取扱い		
その内容 利用権は継続します。		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり
台所の有無	なし	あり
その他の変更の有無	なし	あり
(その内容) なし		
(ii)介護居室へ移る場合		
判断基準・手続きについて		
(その内容) お客様が介護居室に移り介護等を受けながら日常生活を営むことが必要となった場合には、次の手続きを経て、居室を変更する場合があります。 (1) 緊急やむを得ない場合を除いて変更前に3ヶ月程度の観察期間を設ける。 (2) ホームの指定する医師の意見を聞く。 (3) お客様及びその身元引受人等の同意を得る。 (4) 住み替え後の居室及び介護等の内容、住み替え後の権利等について、お客様及び身元引受人等へ説明を行う。		
追加的費用の有無	なし	あり
居室利用権の取扱い		
(その内容) 新たに利用する居室へ利用権が移行します。		
入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
従前居室との仕様の変更		
便所の変更の有無	なし	あり
浴室の変更の有無	なし	あり
洗面所の変更の有無	なし	あり

	台所の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	その他の変更の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	(その内容) なし		
	(iii) その他 (介護の提供場所の変更)	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	判断基準・手続きについて		
	(その内容) お客様の生活の維持及びホーム運営上、支障があり、特別な配慮が必要であると認められた場合、居室を変更する場合があります。その際以下の手続きをとるものとします。 (1) 緊急やむを得ない場合を除いて変更前に一定の観察期間を設ける (2) ホームの指定する医師の意見を聞く (3) お客様及びその身元引受人等の同意を得る		
	追加的費用の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	居室利用権の取扱い		
	(その内容) 新たに利用する居室へ利用権が移行します。		
	入居一時金償却の調整の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	従前の居室からの面積の増減の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	従前居室との仕様の変更		
	便所の変更の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	浴室の変更の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	洗面所の変更の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	台所の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	その他の変更の有無	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり
	(その内容) なし		
	⑧施設の入居に関する要件		
	自立している者を対象	<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり
	要支援の者を対象	<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり
	要介護の者を対象	<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり

	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) お客様は、概ね60歳以上の方 (2) 自立者、要支援1・2又は要介護1以上の方 (3) 複数入居者による共同生活を営むことに支障がないこと (4) 自傷又は他人へ危害を加える恐れがないこと (5) 常時医療機関等において治療を必要としないこと (6) 本契約に定める事項を承諾し、ニチイ学館の運営方針に賛同できること
	⑨契約の解除の内容	<p>入居契約書の規定に基づき、以下のとおり対応します。</p> <p>1. 次の各号のいずれかの事由に該当する場合、終了するものとしします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第27条に定める解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合 (2) 第28条に定める契約解除の意思表示がなされた場合 (3) お客様がお亡くなりになられた場合 <p>2. お客様は、ニチイ学館が次の事項に該当する場合には、第27条の規定に関わらず、直ちに本契約を解除することができるものとしします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ニチイ学館が、お客様に対し、不法行為を行った場合 (2) ニチイ学館が、第9条の守秘義務違反をした場合 (3) ニチイ学館が、正当な理由無くサービスの提供を拒否した場合 (4) ニチイ学館が、破産、民事再生、会社更生、会社整理もしくは特別清算を申し立て、又は申し立てを受けた場合 (5) 前各号の他、お客様又は身元引受人及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合 <p>3. ニチイ学館は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が次の事項に該当する場合には、第27条の規定に関わらず、本契約を解除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入居申込書及び入居に必要な書類に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した場合 (2) お客様による利用料金の支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合

	<p>(3) お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、故意にニチイ学館並びにホームの介護・介護予防従業者及び他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、本契約を継続し難い事情が認められる場合</p> <p>(4) お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者が、法令及び本契約の条項に重大な違反を行い、改善の見込みがない場合</p> <p>(5) 伝染性疾患等により、他のお客様の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めた場合</p> <p>(6) お客様の行動が、ニチイ学館並びにホームの介護・介護予防従業者及び他のお客様の生命、身体、財産もしくは信用を傷つけ、介護保険法上の方法ではこの行動を防止できないとニチイ学館が判断した場合</p> <p>(7) お客様が入居中に医療行為が必要になり、関係法令に基づきホームの人員体制では対応が困難であると判断した場合、又は病気治療のため病院もしくは診療所等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合。尚、いずれの場合においても、医師の意見を考慮するものとする。</p> <p>(8) 前号に掲げる場合の他、お客様が2ヶ月以上の長期に亘ってホームを離れることが明らかな場合</p> <p>(9) 前各号の他、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者及びニチイ学館との間の信頼関係に支障をきたし、その回復が困難であり、適切なサービスの提供を継続できないと判断される場合</p> <p>4. お客様又は身元引受人は、契約の期間中であっても、ニチイ学館に対し、30日以上前の予告期間を持って書面にて通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。</p> <p>5. ニチイ学館は、本契約に基づくサービスの提供を維持することが困難と判断すべきホーム運営上のやむなき事情が発生した場合、お客様に対し、原則として90日前までに解約の理由を記載した書面をもって通知することにより、本契約を解約することができます。</p>
--	--

⑩体験入居の内容	7泊8日75,600円（うち消費税等5,600円） 満室時は非対応 ※但し、体験入居期間の増減については、一日当たり10,800円（うち消費税等800円）をもって精算することとします。
⑪入居定員	57名
⑫その他	なし

(3)入居者の状況

①入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満						
75歳以上85歳未満	1					
85歳以上	18	12	6	5	5	46
	自立	要支援1	要支援2			合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満			1			1
75歳以上85歳未満		2	2			4
85歳以上		2	4			6

②入居者の平均年齢

87.5

③入居者の男女別
人数

男性

12

女性

45

④入居率（一時的に不在となっている者を含む。）

100%

⑤前年度の有料老人ホームを退去した者の人数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関				1		1
死亡者	2	2	3	5	6	18
その他						
	自立	要支援1	要支援2			合計
自宅等						
社会福祉施設		1				1
医療機関						
死亡者						
その他						

⑥入居者の入居期間

入居期間	6月以上 6月未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	15年未満	15年以上
	15	25	16	1		

(4)施設、設備等の状況

①建物の 構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する 耐火建築物			なし	<input checked="" type="checkbox"/>	
	建築基準法第2条第9号の3に規定する 準耐火建築物			<input checked="" type="checkbox"/>	あり	
②居室の 状況	区分			室数	人数	1の居室の 床面積
	一般居室個室	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	26	/	21.60~24.18㎡
	一般居室 相部屋	あり	<input checked="" type="checkbox"/>			㎡ ㎡
	介護居室個室	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	31	/	17.70~19.84㎡
介護居室 相部屋	あり	<input checked="" type="checkbox"/>		㎡ ㎡		
一時介護室	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	1		18.00㎡ ㎡	
③共用便所 の設置数	4	うち男女別の対応が可能な数			0	
		うち車いす等の対応が可能な数			4	
④個室便所 の設置数	57	個室における便所の設置割合			57	
		うち車いす等の対応が可能な数			57	
⑤浴室の 設備状況	浴室の数	個浴	大浴槽	特殊浴槽	リフト浴	
		6	0	2	0	
その他、浴室の設備に関する事項						
⑥食堂の 設備状況						
	入居者等が調理を行う設備状況			なし	<input checked="" type="checkbox"/>	
⑦その他、共用施設の整備状況						
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(その内容) 喫煙室・相談室・集会室・外来者宿泊室・備蓄倉庫			
⑧バリアフリーの対応状況						

(その内容)			
⑨緊急通報装置の設置状況	なし	一部あり	各居室内にあり
⑩外線電話回線の設置状況	なし	一部あり	各居室内にあり
⑪テレビ回線の設置状況	なし	一部あり	各居室内にあり
⑫施設の敷地に関する事項			
敷地の面積		1348.96㎡	
事業所を運営する法人が所有	なし	一部あり	あり
抵当権の設定		なし	あり
貸借（借地）			
なし	あり	契約期間	始
			終
契約の自動更新		なし	あり
⑬施設の建物に関する事項			
建物の構造		鉄骨造 地上3階建	
建物の延床面積		2621.10㎡	
事業所を運営する法人が所有	なし	一部あり	あり
抵当権の設定		なし	あり
貸借（借地）			
なし	あり	契約期間	始
			終
契約の自動更新		なし	あり
(5)利用者からの苦情に対応する窓口等の状況			
①事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口			
窓口の名称	ニチイケアセンターひめじ広畑・・・施設長（管理者）		
電話番号	079-230-0760		
対応している時間	平日	9：00～18：00	
	土曜	9：00～18：00	
	日曜・祝日	9：00～18：00	
定休日等	なし		
窓口の名称	ニチイコールセンター（ニチイ学館の苦情受付窓口）		
電話番号	0120-605025		
対応している時間	平日	24時間対応	
	土曜	24時間対応	
	日曜・祝日	24時間対応	
定休日等	なし（24時間365日）		

	窓口の名称	株式会社ニチイ学館姫路支店（ニチイ学館の苦情受付窓口）	
	電話番号	079-226-6781	
	対応している時間	平日	9：00～17：15
		土曜	なし
日曜・祝日		なし	
定休日等	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始		
②上記以外の利用者からの苦情に対応する窓口等			
	窓口の名称	姫路市役所介護保険課	
	電話番号	079-221-2923	
	対応している時間	平日	8：35～17：20
		土曜	なし
日曜・祝日		なし	
定休日等	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始		
	窓口の名称	兵庫県国民健康保険団体連合会	
	電話番号	078-332-5601	
	対応している時間	平日	8：45～17：15
		土曜	なし
日曜・祝日		なし	
定休日等	原則として、土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始		
(6)サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
①損害賠償責任保険の加入状況			
	なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	(その内容) 日本興亜損害保険株式会社 総合賠償責任保険
②その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する こと			
	なし	<input checked="" type="checkbox"/> あり	(その内容) 入居契約書の規定に基づき、対応します。 1. ニチイ学館は、お客様に対するサービスの提供に伴って、ニチイ学館の責めに帰すべき事由によりお客様又はご家族の生命、身体、財産又は名誉に損害が発生したときは、速やかに損害を賠償します。但し、お客様に過失のあるときは、ニチイ学館の賠償責任が免除され、又は賠償額が減額されるもの とします。

		<p>2. ニチイ学館は、ニチイ学館の責めに帰すべからざる事由によりお客様に生じた損害については、損害賠償の責を負わないものとします。とりわけ、以下の事由に該当する場合には損害賠償の責を免れます。</p> <p>(1) お客様及び身元引受人、ご家族その他ご関係者が、契約締結時にその疾患及び身体等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合</p> <p>(2) お客様及び身元引受人、ご家族その他ご関係者が、サービス提供のために必要な事項に関する聴取及び確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合</p> <p>(3) お客様の身体上の素因による急激な体調の変化その他ニチイ学館の提供したサービスを原因としない事由により損害が発生した場合</p> <p>(4) ニチイ学館が第18条第2項の規定により管理することとした金銭を除くお客様の金銭その他の財産が、ニチイ学館の責めに帰さない事由により紛失した場合</p> <p>(5) ニチイ学館が、必要なサービス提供のために、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者の所有物品を通常の使用方法により使用したにも関わらず、当該物品が耐用年数の超過その他の理由により破損した場合</p> <p>(6) お客様及び身元引受人、ご家族、その他ご関係者が、ニチイ学館及びホームの従業員の指示及び依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合</p> <p>3. お客様又は身元引受人は、お客様又は身元引受人、ご家族その他ご関係者の故意又は過失によりホームの居室又は共同の利益に供する場所の備品について通常の保守及び管理の程度を越える補修等が必要となったときは、その費用を負担するものとします。</p> <p>4. お客様又は身元引受人は、前項に定めるものの他、お客様又は身元引受人、ご家族、その他ご関係者の責めに帰すべき事由によりニチイ学館又はホームの従業員もしくは他のお客様の生命、身体、財産又は信用に損害を及ぼしたときは、その損害賠償の責を追うものとします。</p>
--	--	---

(7)サービスの提供内容に関する特色等

(その内容)

- (1) 自立・要支援・要介護状態等にあるお客様が、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、お客様の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、お客様又はそのご家族に対し、相談に適切に応じるとともに施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行う。
- (2) お客様の心身状況、希望、及び置かれている環境を踏まえ、機能訓練などの目標、また当該目標を達成するための具体的なサービス内容などを記載した施設サービス計画書に基づき、適切な援助を行うよう努める。
- (3) サービスの質向上に努め、介護技術の進歩に対応した適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- (4) 安心・安全なサービスを提供するため、互いに理解し、信頼し合える円滑な人間関係の形成に努める。
- (5) 国策に参入している自覚を持って業務を遂行し、法令を遵守する。
- (6) チームとして介護にあたっていることを自覚し、記録・報告を適切に行い、一貫性のあるサービスを提供する。
- (7) その地域及び地域住民の福祉増進においても貢献していくよう努める。
- (8) 地域住民やボランティアが参加しやすい当社サービスを確立する。
- (9) お客様の要望に対して、介護保険制度以外の制度や施策、社会資源の情報収集に努め、積極的に活用する。
- (10) 社会人として、また介護サービスを提供するものとして、基本的な接遇マナーを実践する。

(8)利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

①利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況

なし	あり	実施した年月日	2022年12月9日	
		当該結果の開示状況	なし	あり

②第三者による評価の実施状況

なし	あり	実施した年月日		
		当該結果の開示状況		
		当該結果の開示状況	なし	あり

5 利用料金

(1)利用料の支払い方式	一時金方式	<u>月払い方式</u>	選択方式			
(2)敷金	円（家賃の か月分）					
(3)一時金方式						
①一時金及び月単位で支払う利用料						
年齢に応じた金額設定	なし	あり				
要介護状態に応じた金額設定	なし	あり				
料金プラン						
プラン名称	一時金	月額	(内訳)			
		計	家賃相当額	介護費用	食費	光熱水費
※介護保険サービスの自己負担額は含まない。						
算定根拠	家賃相当額					
	介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。				
	食費					
	光熱水費					
	管理費					
	一時金					
一時金の償却に関する事項						
償却開始日の設定						
初期償却率（％）						
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額						
権利金等（※）の額						
※平成24年3月31日までに老人福祉法第29条第1項の規定により届出がされた施設に限る。						
償却年月数（想定居住期間）						

<p>契約終了時返還金の算定方法及び返還金の例</p>						
<p>保全措置の実施状況</p>		<p>なし</p>	<p>あり</p>	<p>(保全先)</p>		
<p>② 3か月以内の契約終了による返還金について</p>						
<p>3か月の起算日</p>						
<p>契約終了日までの利用期間に係る利用料及び原状回復のための費用の算定方法</p>						
<p>③一時金の支払方法</p>						
<p>(4)月払い方式</p>						
<p>①単位で支払う利用料</p>						
<p>年齢に応じた金額設定</p>		<p>なし</p>	<p>あり</p>			
<p>要介護状態に応じた金額設定</p>		<p>なし</p>	<p>あり</p>			
<p>料金プラン</p>						
<p>プラン名称</p>	<p>月額</p>	<p>(内訳)</p>				
	<p>計</p>	<p>家賃 相当額</p>	<p>介護 費用</p>	<p>食費</p>	<p>光熱 水費</p>	<p>管理費</p>
<p>介護居室</p>	<p>182,400</p>	<p>99,000</p>		<p>51,840</p>		<p>41,560</p>
		<p>(非課税)</p>		<p>(うち消費税 等3,840円)</p>		<p>(非課税)</p>
<p>一般居室</p>	<p>202,400</p>	<p>109,000</p>		<p>51,840</p>		<p>41,560</p>
		<p>(非課税)</p>		<p>(うち消費税 等3,840円)</p>		<p>(非課税)</p>
<p>※介護保険サービスの自己負担額は含まない。</p>						
<p>算 定 根 拠</p>	<p>家賃 相当額</p>	<p>初期総投資相当額、修繕費、管理事務費、オーナー様への月額賃料及び施設所在地周辺での家賃相場から家賃を算出しております。</p>				
	<p>介護 費用</p>	<p>※介護保険サービスの自己負担額は含まない。 ・自立の方がご入居の際には、「生活サポート費」としてプラン①67,716円（うち消費税等5,016円）、プラン②45,036円（うち消費税等3,336円）、プラン③28,836円（うち消費税等2,136円）を月額利用料として別途お支払頂きます。また、本利用料をお支払頂くことで別紙「生活サポート提供表」に定めるサービスをお受け頂けます。</p>				

	算 定 根 拠	食費	<ul style="list-style-type: none"> ・食費は朝食432円（うち消費税等32円）、昼食648円（うち消費税等48円）、夕食648円（うち消費税等48円）、1日あたり1,728円（うち消費税等128円）として計算し請求致します。 ・欠食の場合は3日前までの申出により、朝食183円（うち消費税等13円）、昼食304円（うち消費税等22円）、夕食329円（うち消費税等24円）として計算し返金いたします。なお、厨房管理費27,360円（うち消費税等2,026円）は、厨房設備の管理費、維持費に充当する為、欠食による返金はありません。
		光熱水費	管理費に含まれます。
		管理費	共用施設の維持管理費、水光熱費、その他共同の益に供する全ての経費から月額必要経費を算出し、その必要経費から一人当りの管理費を算出しております。
(5)一時金方式・月払い方式共通			
①介護保険サービスの自己負担額			
内容		※要介護度に応じて介護費用の1～2割を徴収する。	
②人員配置が手厚い場合の介護サービス（再掲）			なし
内容			あり
利用料		円（月額・日額）	
算定			
根拠			
支払い方法		月単位（日割りの有無あり・なし）	
③利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料			
個別的な選択による生活支援サービス			なし
算定根拠			あり
別紙：介護サービス一覧表参照 運営に支障がある場合など対応できないこともあります。			
(6)料金改定の手続			
諸物価、公共料金等の変動に基づき、改定する事があります。この際運営懇談会等において十分な説明を行います。			

6 その他

(1)有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	なし	あり
(2)姫路市有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
なし		
あり	(その内容)	

添付書類：「介護サービス等の一覧表」

ニチイ学館は、有料老人ホーム重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を行いました。本書交付を証するため、本書を2通作成し、ニチイ学館、お客様（またはその代理人）は、記名捺印の上、各1通を保管するものとします。

説明年月日：令和 年 月 日

ニチイ学館 所在地 東京都千代田区神田駿河台4-6御茶ノ水ソラシティ
事業者名 株式会社ニチイ学館
代表者 代表取締役 森 信介
事業所名 ニチイケアセンターひめじ広畑

管理者 _____ 印

私は、有料老人ホーム重要事項説明書に基づいて、重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意のうえ、交付を受けました。

お客様 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

(お客様との続柄：)

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

(お客様との続柄：)

氏 名 _____ 印

立会人口または署名代行人口（該当するものにチェック）

住 所 _____

氏 名 _____